

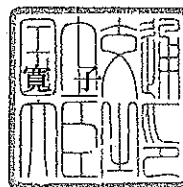
写

認 定 書

国住指第2177号
平成14年5月31日

全国木質セメント板工業組合
理事長 三枝輝壹郎 様

国土交通大臣 林



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第七号並びに同法施行令第107条第二号及び第三号(外壁(非耐力壁):各30分)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FP030NE-9222
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
塗装溶融亜鉛めっき鋼板・せっこうボード
・木毛セメント板張/軽量鉄骨下地外壁
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

株式会社 北日本ダイエイ 殿

貴社を上記国土交通大臣認定の製造・販売会社として指名し、本認定書の
写しを呈します。

平成14年5月31日

全国木質セメント板工業組合